

静岡県告示第393号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年5月1日、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和6年5月14日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|---|---------------------------|
| 静岡市 | 蒲原、千歳町外、袖師町、西久保、袖師町外、横砂西町、村松・清水村松地先新田、駒越東町外、三保の各一部 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 浜松市 | 中央区船越町、野口町、茄子町、中央区舞阪町弁天島の各一部 | 〃 |
| 沼津市 | 我入道、第三中北地区第1工区の各一部 | 〃 |
| 熱海市 | 網代の一部 | 〃 |
| 三島市 | 箱根山の一部 | 〃 |
| 富士宮市 | 淀師、泉町の各一部 | 〃 |
| 伊東市 | 湯川、松原の各一部 | 〃 |
| 島田市 | 御飯屋町、中河町、本通七丁目、祇園町、高砂町、川根町身成の各一部 | 〃 |
| 富士市 | 依田橋、中河原、前田、岩淵の各一部 | 〃 |
| 磐田市 | 掛塚、森本、立野、長森、豊田西之島、森下、見付の各一部 | 〃 |
| 焼津市 | 浜当目一丁目、浜当目二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、岡当目、浜当目、すみれ台2丁目、石脇下、中里、小浜、一色、田尻の各一部 | 〃 |
| 掛川市 | 下垂木、家代、上西郷、初馬、倉真、西山、細谷、富部の各一部 | 〃 |
| 藤枝市 | 郡一丁目、本町二丁目の各一部 | 〃 |
| 御殿場市 | 印野、中山の各一部 | 〃 |
| 袋井市 | 岡崎、上山梨、萱間、川会の各一部 | 〃 |
| 下田市 | 一丁目、敷根、本郷、四丁目、六丁目の各一部 | 〃 |
| 裾野市 | 深良、稲荷、公文名の各一部 | 〃 |
| 湖西市 | 向島、港町、栄町の各一部 | 〃 |
| 伊豆市 | 横瀬、小立野、徳永、関野、八木沢、小下田の各一部 | 〃 |
| 伊豆の国市 | 南江間、北江間の各一部 | 〃 |
| 東伊豆町 | 稲取、片瀬、白田の各一部 | 〃 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 河津町 | 谷津、見高の各一部 | 〃 |
| 南伊豆町 | 湊の一部 | 〃 |
| 松崎町 | 江奈、櫻田、那賀、雲見の各一部 | 〃 |
| 西伊豆町 | 仁科、中、一色の各一部 | 〃 |
| 清水町 | 玉川の一部 | 〃 |
| 森町 | 三倉の一部 | 〃 |
| 静岡県森林組合 連合会 | 掛川市平島、居尻、萩間、孕石、大和田の各一部 静岡市葵区相俣、赤沢、鍵穴、黒俣の各一部 浜松市龍山町戸倉、水窪町奥領家、天竜区横山町、春野町宮 川、引佐町渋川、春野町気田、龍山町下平山の各一部 富士宮市粟倉の一部 森町三倉の一部 | 〃 |
| 計 | 27市町1組合 | |